

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第 4 号

会 議 等 結 果 報 告 書					
会議区分	会 議 ・ 打 合 せ ・ 協 議		文書番号	上富総務 第 179 号	
			決裁期日	平成 27 年 4 月 21 日	
名 称	情報公開審査会・個人情報保護審査会				
日 時	平成 27 年 4 月 20 日 午後 13 時 30 分～15 時 05 分				
場 所	役場 3 階第 3 会議室				
出席者	委 員 佐藤憲治、池田めぐみ、山本 勉、伊藤里美、田中 博 事務局 石田昭彦、床鍋のぞみ、上嶋義勝				
内 容	<p>会長あいさつ <佐藤憲治・省略></p> <p>1 協議事項</p> <p>(1) 平成 26 年度情報 2 条例の運用実績について【資料 1】</p> <p>情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示請求実績について報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開条例に基づく開示 2 件 ・ 個人情報保護条例に基づく開示 2 件 (いずれも診療記録開示) <p>(2) 当審査会が所管する条例の制定及び改正について</p> <p>①上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例【資料 2】</p> <p><事 務 局> マイナンバー制度、資料 2 の改正案を条項ごとに説明</p> <p><池田委員> 罰則について、この条例の規定を適用しないで、番号法の規定を適用するということであるが、番号法の規定を引用することは、誰が対象となるかが見えにくいため、書き下ろすことが望ましいと思われます。</p> <p><事 務 局> 精査し、書き下ろす形式で案を再度作成します。</p> <p><伊藤委員> 利用の制限において、人の生命、身体、財産保護かつ本人の同意があつて、又は、本人の同意を得ることが困難であるときに利用目的外のために目的の為に利用することができるとはどのようなことをイメージしているのか</p> <p><事 務 局> 番号法においては、社会保障や税、防災の一部が個人番号事務として取扱うことができる。利用制限の具体的なイメージは、防災・災害時における他機関への情報提供が該当すると思われます</p>				
	次のページ				

内 容

<田中委員> マイナンバーについて、10月の個人番号の付番は、強制なのか、任意なのか。この番号が不利益やリスクを生じ、不要と思う町民もいるのではないかと。

<事務局> 個人番号は、必ず付番されます。個人番号カードは任意で交付を受けることができる。

<田中委員> 性が変わったり、出生した場合の付番については

<事務局> 性が変わった場合は、番号が新しくなることはない。出生の場合は、届を受理した時点で付番されるものと思われます。

①個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例【資料2】

<事務局> 資料2の条例案を条項ごとに説明

<佐藤委員> 制定時において、独自利用事務がないとしているが、今後独自に利用する事務が生じた場合は、どのように処理するのか。

<事務局> 新たに独自利用事務が必要となった場合は、条例改正となります。

これまで、独自利用事務や他機関への提供などについて行政内部で聞き取り等を行っていましたが、現時点においてないため条例案に盛り込んでいない。庁内連携については、法において可能な数十ある事務のうち少なくとも幾つかは該当することからこの規定のみを条文化している。

<伊藤委員> 特定個人情報の管理方法はどうなるのか。

<事務局> 特定個人情報は、全国共通のシステムにより管理されます。特定個人情報を扱う事務は事前に国に報告する仕組みがあり、また、情報提供記録は、町民に対してもシステムを通じて開示できるようになります。

保護措置においては、個人番号利用職員に限られ、システムへのアクセスもこの利用職員に限られます。

以上 15 時 05 分審査会閉会

※審査会で意見のあった個人情報保護条例改正案については、罰則その他の条文を精査して、再度条例案(条例提出議案)を委員に送付する。